

# 山梨県公報

第二千二百九十五号

平成二十五年

一月三十一日

木曜日

## 目次

水源地域の指定の案……………四三

公 告

特定非営利活動法人の定款変更の認証申請……………四四

指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知(二件)……………四四

## 告 示

### 山梨県告示第二十号

山梨県地下水及び水源地域の保全に関する条例(平成二十四年山梨県条例第七十五号)第二十一条第一項の規定による水源地域の指定をするため、同条第三項の規定により、次のとおり告示するとともに、当該水源地域の指定の案を縦覧に供する。

なお、同条第四項の規定により、当該水源地域の指定をしようとする区域内の土地の所有者その他の利害関係人は、縦覧期間が満了する日までに、当該水源地域の指定の案について知事に意見書を提出することができる。

平成二十五年一月三十一日

山梨県知事 横 内 正 明

#### 一 水源地域に含まれる土地

- 1 甲府市のうち猪狩町、上帯那町、上積翠寺町、川窪町、黒平町、古府中町、小松町、下帯那町、善光寺町、草鹿沢町、高町、高成町、竹日向町、塚原町、塔岩町、平瀬町、御岳町、和田町、梯町及び古閑町の区域に存する土地
- 2 富士吉田市のうち新倉、新屋、大明見、上暮地、上吉田、小明見、下吉田及び比松山の区域に存する土地
- 3 都留市のうち朝日曾雌、朝日馬場、厚原、井倉、大野、大幡、小形山、小野、金井、加畑、上谷、川棚、川茂、境、鹿留、下谷、田野倉、玉川、十日市場、戸沢、中津森、夏狩、平栗、古川渡、法能、盛里、四日市場及び与縄の区域に存する土地
- 4 山梨市のうち切差、牧丘町北原、牧丘町倉科、牧丘町杣口、牧丘町成沢、牧丘町

西保下、牧丘町西保中、牧丘町牧平、牧丘町室伏、牧丘町柳平、三富上釜口、三富川浦、三富下釜口及び三富徳和の区域に存する土地

5 大月市のうち大月、花咲、真木、黒野田、白野、吉久保、朝日小沢、小沢、小篠、猿橋、殿上、藤崎、鳥沢、宮谷、浅川、葛野、駒宮、下和田、瀬戸、奈良子、林、浅利、岩殿、奥山、強瀬、畑倉、下初狩、中初狩、新倉、塩瀬、立野、網ノ上及び駒橋の区域に存する土地

6 韮崎市のうち上條北割、上條中割、武田、青木、折居、三之蔵、三ツ澤、宮久保、柳平、上井井及び下井井の区域に存する土地

7 南アルプス市のうち秋山、芦安芦倉、芦安交通、上野、大嵐、上市之瀬、上宮地、曲輪田、駒場、塩前、下市之瀬、須澤、高尾、中野、平岡及び湯沢の区域に存する土地

8 北杜市のうち浅尾、上手、小笠原、三之蔵、西井出、谷戸、江草、小尾、上津金、下津金、比志、浅川、川俣、清里、堤、長澤、東井出、箕輪、村山北割、村山西割、大井ヶ森、大八田、小荒間、長坂上条、日野、大武川、上教来石、下教来石、白須、台ヶ原、大坊、鳥原、横手、黒澤、新奥、牧原、三吹、宮脇、柳澤、山高、小淵沢及び上笹尾の区域に存する土地

9 甲斐市のうち大袋、上芦沢、上菅口、上福沢、龜沢、吉沢、神戸、下芦沢、下福沢、葛蒲沢及び団子新居の区域に存する土地

10 笛吹市のうち一宮町石、一宮町一ノ宮、一宮町金沢、一宮町上矢作、一宮町神沢、一宮町千米寺、一宮町土塚、一宮町中尾、一宮町東新居、一宮町南野呂、境川町大黒坂、境川町藤袋、御坂町大野寺、御坂町上黒駒、御坂町下黒駒、御坂町竹居、御坂町藤野木、八代町増利、八代町南、芦川町新井原、芦川町篤宿、芦川町上芦川及び芦川町中芦川の区域に存する土地

11 上野原市のうち秋山、芦垣、新田、犬目、上野原、大柵、大倉、大曾根、大野、川合、桑久保、西原、四方津、鶴川、鶴島、野田尻、松留、八ツ沢、桐原及び和見の区域に存する土地

12 甲州市のうち塩山一之瀬高橋、塩山牛輿、塩山小屋敷、塩山上小田原、塩山上萩原、塩山下萩原、塩山中萩原、塩山平沢、塩山藤木、勝沼町山林、勝沼町中原、勝沼町菱山、勝沼町深沢、大和町田野、大和町鶴瀬、大和町木賊、大和町初鹿野及び大和町日影の区域に存する土地

13 中央市のうち大鳥居の区域に存する土地

14 市川三郷町のうち市川大門、黒沢、下芦川、八之尻及び山保の区域に存する土地

15 早川町のうち赤沢、雨畑、新倉、大原野、草塩、高住、小縄、笹走、塩ノ上、黒桂、奈良田、初鹿島、早川、保及び湯島の区域に存する土地

16 身延町のうち相又、大崩、大島、大城、大袋、小田船原、帯金、門野、椿草里、樋之上、丸滝、身延、横根中、大炊平、大塩、釜額、清沢、久成、下部、杉山、常葉、中之倉、梨子、根子、八坂、平須、福原、古長谷、矢細工及び湯之奥の区域に存する土地

17 南部町のうち井出、内船、上佐野、塩沢、下佐野、成島、楮根、福士及び万沢の区域に存する土地

18 富士川町のうち小室、十谷、高下、平林及び柳川の区域に存する土地

19 道志村に存する土地

20 西桂町のうち倉見及び下暮地の区域に存する土地

21 忍野村のうち内野及び忍草の区域に存する土地

22 山中湖村のうち平野及び山中の区域に存する土地

23 鳴沢村に存する土地

24 富士河口湖町のうち浅川、大嵐、大石、勝山、河口、小立、西湖、長浜、船津、精進、富士ヶ嶺及び本栖の区域に存する土地

25 小菅村に存する土地

26 丹波山村に存する土地

二 縦覧の場所等

1 縦覧の場所 山梨県森林環境部森林整備課、山梨県中北林務環境事務所、山梨県峡東林務環境事務所、山梨県峡南林務環境事務所及び山梨県富士・東部林務環境事務所

2 縦覧の期間 平成二十五年二月一日から同月十四日まで（山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く。）

3 縦覧の時間 午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時十五分まで

三 意見書の提出先等

1 提出先 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県森林環境部森林整備課

2 提出様式 山梨県地下水及び水源地域の保全に関する条例施行規則（平成二十四年山梨県規則第四十三号）第一号様式によること。

3 提出期限 平成二十五年二月十四日

公 告

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請  
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。  
平成二十五年一月三十一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 申請のあった年月日 平成二十五年一月二十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人防衛と安全に関する懇話会

2 代表者の氏名 藤原 進

3 主たる事務所の所在地 山梨県中巨摩郡昭和町清水新居千六百六十六番地

4 定款に記載された目的

この法人は、我が国の平和と独立を守り、公共の安全と秩序の維持に関する諸問題を調査研究するとともに、それらの活動に協力、支援することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十五年一月二十三日から同年三月二十二日まで

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を富士川町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。  
平成二十五年一月三十一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
南巨摩郡富士川町小室字向一五の二〇、一五の二二、一五の二三	深沢豊蔵
南巨摩郡富士川町小室字唐沢二二三八の四、二二三八の五	井上幸廣

南巨摩郡富士川町高下字東向三五〇九	川口敏雄
南巨摩郡富士川町高下字長久保一九二四	大森次雄
南巨摩郡富士川町高下字水喰戸二六八五	樋口伊作

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
富士川町（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び富士川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示

平成二十五年一月七日山梨県告示第一号

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を富士川町役場及び南部町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十五年一月三十一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所

通知の相手方

南巨摩郡富士川町柳川字赤石切四三の一、四五の一、字高羽根四九の一、五〇の二	笠井孝蔵、樋口讓、依田与左工門、望月寅吉
南巨摩郡富士川町十谷字東方治向二三三二	望月正二、望月紀子
南巨摩郡富士川町柳川字赤石切三六の七二	望月三義
南巨摩郡南部町成島字廣河原四〇三八	秋山喜八郎、遠藤延孝、塩津安一
南巨摩郡南部町井出字白水山三三七四	市川元吉、市川幸作、遠藤愛助、遠藤吉澄、遠藤松太郎、太田重太、加藤猪三郎、加藤高光、加藤平次、加藤富五郎、加藤安五郎、加藤林兵衛、近藤志げ、近藤太重郎、齋藤崑作、齋藤直右工門、齋藤元平、齋藤彦十郎、佐野安右工門、佐野市助、佐野梅吉、佐野乙作、佐野勝三郎、佐野亀十良、佐野熊五郎、佐野元政、佐野作右工門、佐野重義、佐野茂重郎、佐野秀藏、佐野常三郎、佐野常八、佐野常平、佐野信次郎、佐野仁助、佐野新六、佐野清三郎、佐野善次郎、佐野忠義、佐野太平、佐野定七、佐野友次郎、佐野寅次郎、佐野直作、佐野弘道、佐野藤成、佐野文内、佐野平内、佐野誠興、佐野政勝、佐野正勝、佐野正憲、佐野弥輔、佐野泰藏、佐野勇助、佐野利左工門、佐野林作、佐野和作、佐野和三郎、藤巻亀吉、藤巻源一、若神子忠次、渡

南巨摩郡南部町内船字住ヶ尾一四〇五八の二	辺猪藏、渡辺嘉太郎、渡辺勝 左工門、渡辺忠藏、渡辺多之 吉 四條千鶴、四條安正、四條與 五作
----------------------	--

二 保安林として指定された目的

水源の涵養<sup>か</sup>

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(一) 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。

四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示

平成二十五年一月七日山梨県告示第二号